

令和7年度港区定額減税補足給付金（不足額給付）について

令和7年度課税情報（当初課税分）の確定を踏まえ、定額減税補足給付金の令和7年度給付対象者数を算定し、事業規模が確定しました。

1 制度概要

令和6年度は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、定額減税可能額が、定額減税控除前の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回り、控除しきれない者に対して、令和6年度定額減税補足給付金の給付を行いました。

令和7年度は、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と令和6年度定額減税補足給付金額との間で差異が生じた者等に対し、追加で不足分の給付を行います。

2 事業規模

(1) 令和7年度給付対象者数

約21,000人（約11,000人増）

(2) 必要経費

669,720千円（281,752千円増）

（内訳）

定額減税補足給付金総支給額 560,990千円（264,990千円増）

事務費 108,730千円（16,762千円増）

(3) 特定財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税補足給付金総支給額及び事務費の一部）

※（ ）内の数値は、当初予算における想定との差分です。

※追加で必要になる経費については、令和7年第2回港区議会定例会に補正予算（案）を提出しています。

3 今後のスケジュール

令和7年 7月25日 申請書類送付（予定）

8月14日～ 給付金振込開始（予定）

10月31日 申請期限